



R8年4月から
スタート!

新生児聴覚スクリーニング検査の ご案内



新生児聴覚スクリーニング検査とは、生まれて間もない赤ちゃんに行う耳の聞こえの検査です。生まれつき耳の聞こえにくさ（先天性難聴）がある赤ちゃんは、およそ1,000人に1~2人いるといわれています。赤ちゃんに聞こえにくさが早期に発見し、適切な療育を受けることで、赤ちゃんのこぼやコミュニケーションの発達を促すことができます。鳥栖市では、耳の聞こえの検査（新生児聴覚スクリーニング検査）にかかる費用を助成します。

◆対象となる方◆

出産時に鳥栖市に住民票がある産婦の赤ちゃんで、令和8年4月1日以降に生まれた方

◆対象となる検査と助成内容◆

①自動聴性脳幹反応検査（AABR）②聴性脳幹反応検査（ABR）③耳音響放射検査（OAE）

検査は初回検査（生後7日以内）・確認検査（必要な場合に生後21日以内）があります。

費用助成は両方の検査が対象であり、上限額は合計5,000円です。

検査費用が助成限度額を超えた分は自己負担となり、保険診療にて検査された場合の費用は対象外です。

◆助成方法◆

- ① 佐賀県内の医療機関または久留米大学病院・聖マリア病院で受診する場合は、「鳥栖市新生児聴覚スクリーニング検査受診票」を持参して受診してください。
- ② 県外医療機関（久留米大学病院、聖マリア病院を除く）で新生児聴覚スクリーニング検査を受け、その費用を自己負担された方は、申請により助成（償還払い）を受けることができます。必要書類を添えて検査終了後1年以内に申請してください。（助成金額の上限：初回検査・確認検査合わせて5,000円）
新生児聴覚スクリーニング検査受診票については、赤ちゃん訪問や育児教室で必要ですので産後3か月に至る前までに提出してください。

《必要書類》

- ・新生児聴覚スクリーニング検査費助成申請書兼請求書
- ・新生児聴覚スクリーニング検査受診票または新生児聴覚スクリーニング結果票
（どちらもない場合はご相談ください）
- ・母子健康手帳
- ・新生児聴覚スクリーニング検査を受診した施設の領収書及び明細書（原本）
- ・検査受診者保護者名義の振込先口座が分かるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・保護者の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）



【お問い合わせ先・申請窓口】

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1496番地1
鳥栖市健康増進課（鳥栖市保健センター）保健予防係
☎0942-85-3650（平日8:30~17:15）